

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
私は、暴力団員等ではありません。			
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。（注意書9参照） この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	住所	〒 -	
	(フリガナ)		
	氏名	(印)	
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください（鉛筆書き不可）。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合（未成年者の親権者など）は、買受申出人（個人）法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書（住民票等）を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（民事執行法213条）。

※該当する□にチェックを入れてください

陳述書 (買受申出人(法人) 代表者用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。			
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
☐ 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。（注意書9参照） この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(法人) 代表者	法人の所在地	〒 -	
	法人の名称		
	代表者氏名	(印)	
	役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください（鉛筆書き不可）。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書（代表者事項証明、全部事項証明等）のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（民事執行法213条）。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください

買受申出人(法人)の役員に関する事項			
1 □代表者	住所	〒 -	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
2	住所	〒 -	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
3	住所	〒 -	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
4	住所	〒 -	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員（代表者を含む）の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書（住民票等）の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 18 日

大阪地方裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 高 崎 幸 次

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 5 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 13 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 20 日 午前 9 時 30 分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 4 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所第 14 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り、買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため、令和 8 年 9 月 18 日午前 9 時から入札期間最終日午後 4 時 30 分まで物件明細書、現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 8 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	100,720,000 80,576,000		20,144,000	194,542	44,534
	</				



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市中心区北浜東 37 番地 2

建物の名称 パークタワー北浜

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 北浜東 37 番 2 の 3403

建物の名称 3403

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 34 階部分 72.73 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪市中心区北浜東 37 番 2

地 目 宅地

地 積 2386.66 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 2357964 分の 7544



物 件 明 細 書

令和 8年 8月 7日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 高 崎 幸 次

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市中心区北浜東 37 番地 2

建物の名称 パークタワー北浜

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 北浜東 37 番 2 の 3403

建物の名称 3403

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 34 階部分 72.73 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪市中心区北浜東 37 番 2

地 目 宅地

地 積 2386.66 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 2357964 分の 7544



令和8年(ヌ)第120号
令和8年6月1日受理
令和 年 月 日提出
8.7.16

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 村 山 誠 治

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市中央区北浜東 3 7 番地 2

建物の名称 パークタワー北浜

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 北浜東 3 7 番 2 の 3 4 0 3

建物の名称 3 4 0 3

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 3 4 階部分 7 2 . 7 3 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪市中央区北浜東 3 7 番 2

地 目 宅地

地 積 2 3 8 6 . 6 6 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 2 3 5 7 9 6 4 分の 7 5 4 4

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	大阪府中央区北浜東4番24-3403 パークタワー北浜		
建物	物件1		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
管理費等の状況	☒ 次のとおり 管理費 18,200円 修繕積立金 19,610円	令和8年6月11日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある 令和8年5月分～同年6月分 計75,620円 ☐ 不明	
管理費等照会先	三井不動産レジデンシャルサービス関西株式会社		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
敷地権	符号1		
現況地目	☒ 宅地 (符号1) ☐ 公衆用道路 (符号) ☐ (符号)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
敷地権の種類	☒ 所有権 (符号1) ☐ 地上権 (符号) ☐ 賃借権 (符号) ☐ (符号)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
敷地権以外の土地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1 表札等の表示

表札 なし

集合郵便受け なし

マンション名の表示 Park Tower KITAHAMA

2 敷地権の目的たる土地（符号1）の現況について

(1) 敷地権の目的たる土地は、目的建物の存在するパークタワー北浜という名称のマンション及び付帯施設の敷地部分となっている。

(2) 敷地権の目的たる土地は、建築基準法上の道路に接面している。

3 目的建物の現況について

(1) 目的建物の形状は、概ね間取略図のとおりである。

(2) 目的建物内部の状況は、経年相応の状態である。

(3) 目的建物内には衣類や寝具等の動産が存置されている。

4 目的建物の課税床面積が登記床面積より大きいのは、共用部分を区分所有者の持分に応じて案分して課税しているからである。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
所有者	目的建物は、私が住居として使用しています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年6月2日 -	執行官室	ライフライン調査
令和8年6月2日 -	執行官室	管理会社照会（郵送）
令和8年6月2日 12:00 - 12:05	大阪法務局北出張所	公図等調査
令和8年6月2日 12:15 - 12:20	中之島図書館	物件確認
令和8年6月2日 12:30 - 12:35	大阪市役所	道路調査
令和8年6月2日 12:40 - 13:00	物件所在地	物件及び占有確認
令和8年6月2日 13:25 - 13:30	なんば市税事務所	課税等調査
令和8年6月10日 9:20 - 9:30	執行官室	所有者と電話

(特記事項)

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

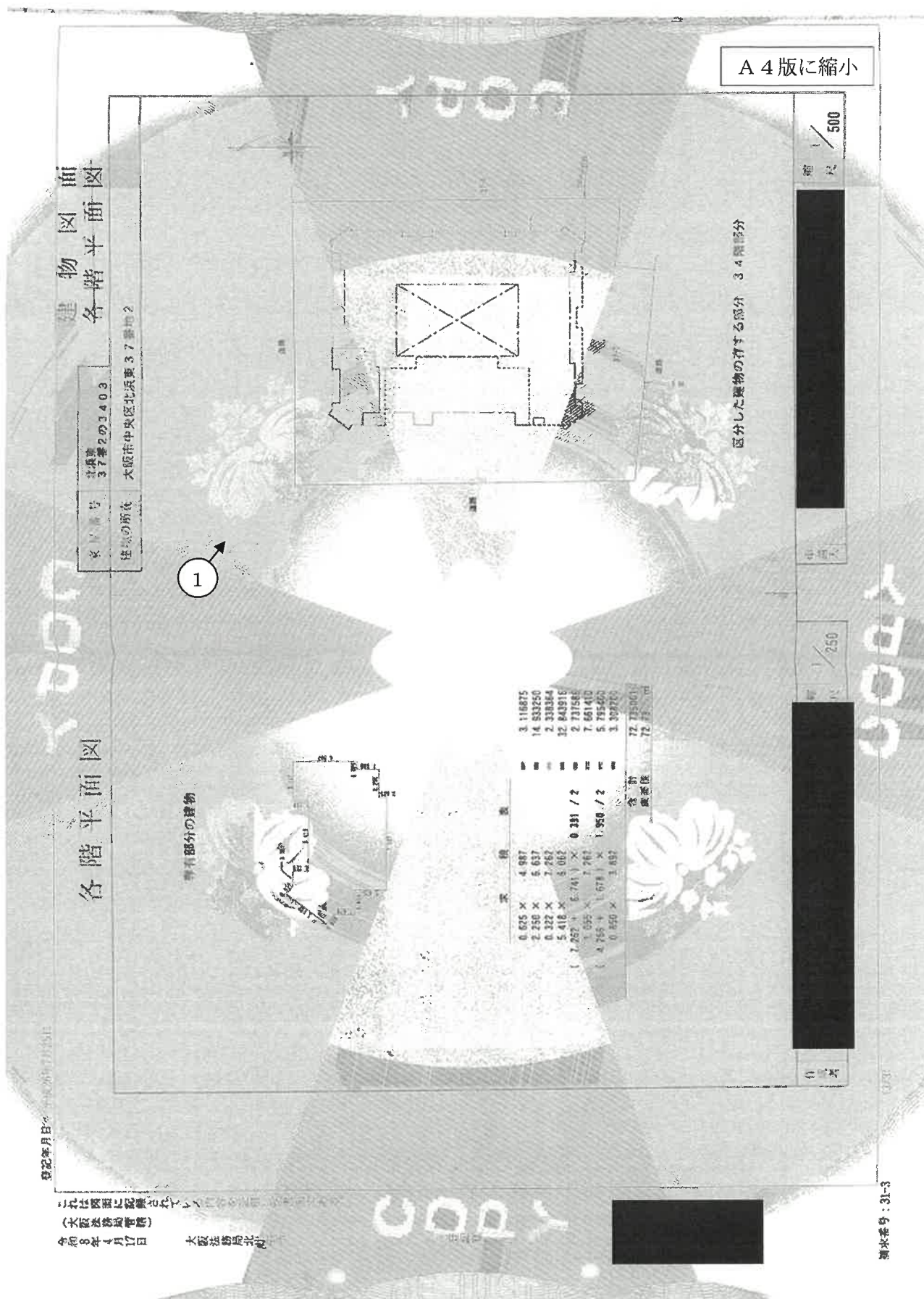
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年7月10日 13:15 - 13:40	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、概測、写真撮影、所有者と面談
（特記事項） ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

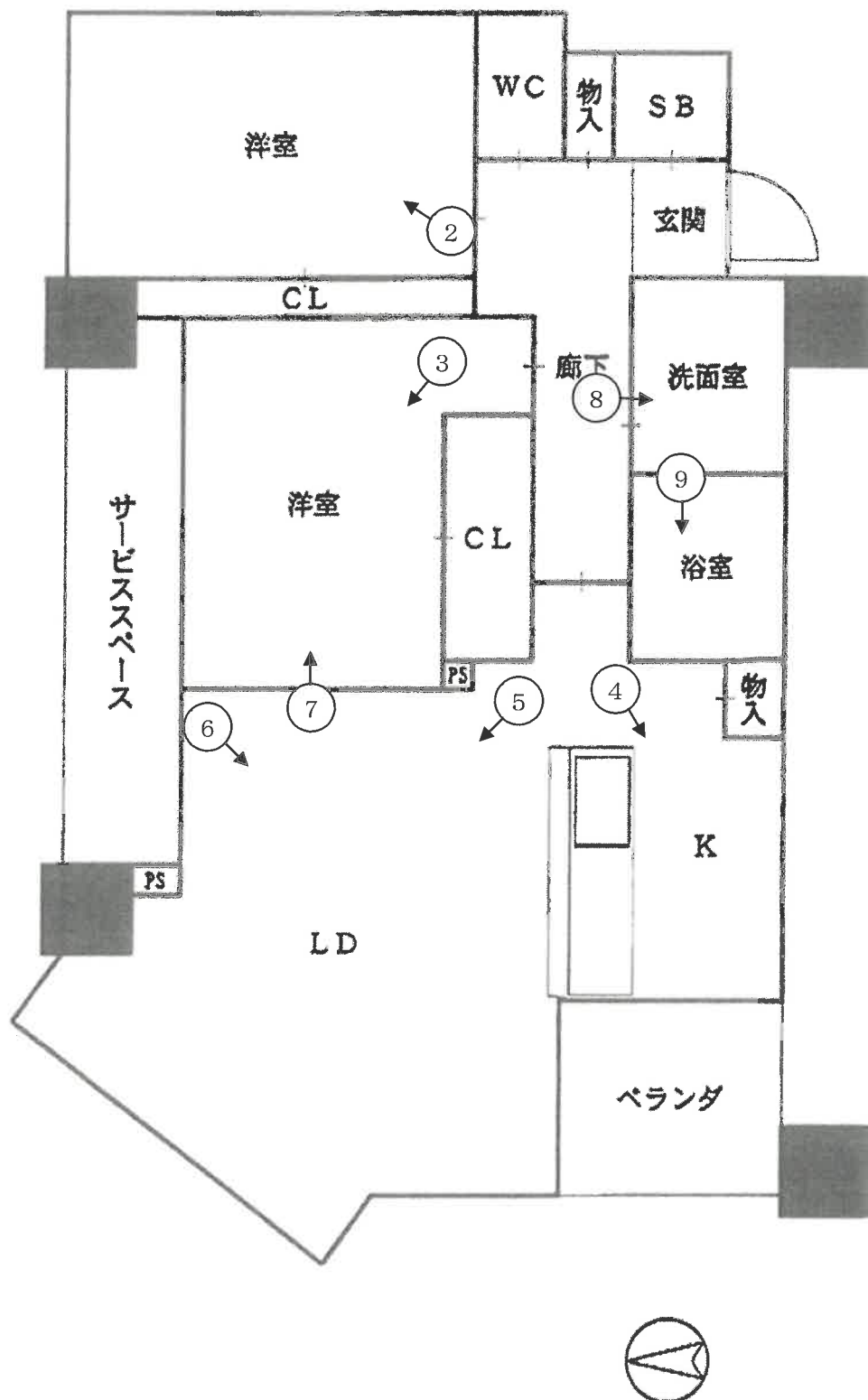
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(← ○ 写真撮影場所・方向)

【間取略図】

令和8年(又)第120号



(←○ 写真撮影場所・方向)

	1 目的建物が所在する 一棟の建物
	2
	3



4



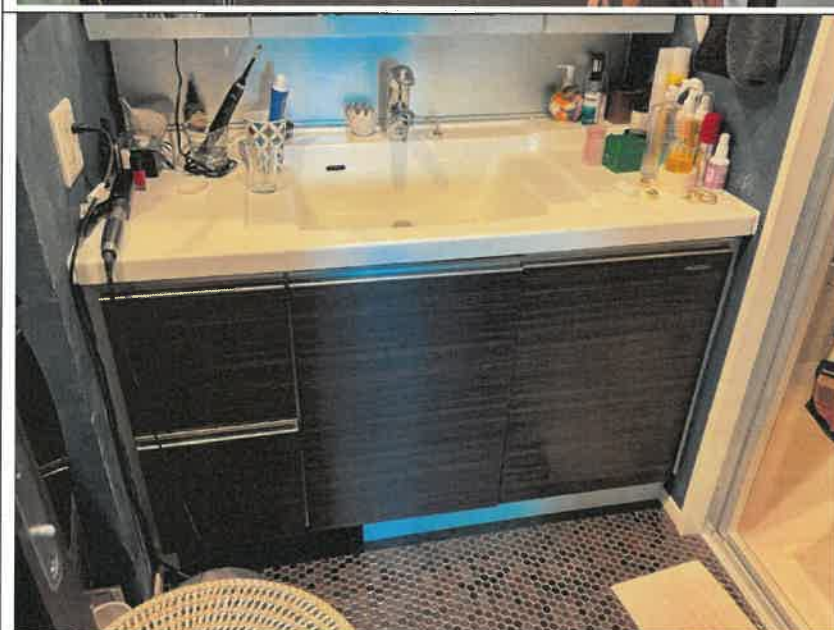
5



6



7



8



9

令和8年（ヌ） 第120号
令和8年7月10日 現地調査
令和8年7月16日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書

（敷地権（所有権）付マンション）

評価人 不動産鑑定士

立 入 健 一 郎

第1 評価額

物件番号	評 価 額
物件 1	金 100,720,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	(一棟の建物の表示) 所 在 物件目録記載のとおり 建物の名称 (専有部分の建物の表示) 家 屋 番 号 建物の名称 種 類 構 造 床 面 積 (敷地権の目的である土地の表示) 土地の符号 所在及び地番 地 目 地 積 (敷地権の表示) 土地の符号 敷地権の種類 敷地権の割合	同左	
番号	特 記 事 項		
1	・敷地権の目的である土地（符号1）は、一棟の建物、駐車場及び駐輪場等の敷地に供されている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位置・交通	大阪メトロ堺筋線 北浜駅 東方 道路距離 約370m (別添「受命物件の位置図」参照)	
付近の状況	中高層の店舗付事務所ビルや共同住宅等が建ち並ぶ商業地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	商業地域
	建ぺい率	80%
	容積率	800%
	防火規制	防火地域
	その他の規制	駐車場整備地区、宅地造成等工事規制区域、埋蔵文化財包蔵地
画地条件	規模	2,386.66㎡
	形状	やや不整形
	間口・奥行	間口約44.4m(北側)・奥行約51.2~53.1m
	高低差等	ほぼ平坦
接面道路の状況	北側	幅員約21.8m府道(建築基準法第42条1項1号)
	西側	幅員約7.8m市道(建築基準法第42条1項1号)
	南側	幅員約6m市道(建築基準法第42条1項1号)
	接道状況	三方路画地・ほぼ等高接面
土地の利用状況等	現況	共同住宅
	北側	道路
	東側	店舗付事務所ビル
	南側	道路、駐車場
	西側	道路
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性の有無について、閉鎖登記簿及び旧土地台帳、過去の住宅地図からの土地利用履歴等によると目的土地については土壌汚染の端緒は認められなかった。 但し、土壌汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。	
特記事項	特になし	

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	パークタワー北浜	
建物の用途	共同住宅 (総戸数 350戸) ※ 居宅	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	(登記記載) 平成26年6月25日新築
	経過年数	約12年
	経済的残存耐用年数	約48年
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付41階建	
仕 様	屋 根	アスファルト防水等
	外 壁	タイル、吹付タイル等
	その他	ー
設 備 等	エレベーター (5基)、駐車場 (212台 : 27,000～35,000円/月)、 駐輪場、ゴミ置場、宅配ボックス等	
建物の品等	普通程度	
管理の形態等	管理組合 : 有, 名称 : パークタワー北浜管理組合 管理方式 : 委託管理 管理会社 : 三井不動産レジデンシャルサービス関西株式会社 管理形態 : 日勤 (日～月 : 9時～16時半)	
管理の状況	普通程度	
特 記 事 項	修繕積立金 (令和8年5月31日現在) : 717,335,343円 検査済証有り。 回答照会時点において、駐車場の空きは有り。 回答照会時点において、改修計画は不明。 一棟の建物の建築時期、構造、用途等より、アスベスト含有建材の使用の可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の有無等、詳細については専門調査機関による分析調査を要する。	

(2) 専有部分の概要

構 造	鉄筋コンクリート造 1階建	
位 置	34階 (3403号室) 開口部の方位：西・北西・北向き (角住戸)	
床 面 積	72.73㎡ (登記面積)	
間 取 り	2LDK	
仕 様	天 井	ビニールクロス等
	床	フローリング等
	内 壁	ビニールクロス等
	設 備	キッチン、トイレ、浴室等
	その他	－
保守管理の状態	普通程度	
管 理 費 等	管理費	18,200 円 (月額)
	修繕積立金	19,610 円 (月額)
	滞 納 額	あり (令和8年6月11日現在) 75,620 円 (令和8年5月～令和8年6月分)
専有部分の 利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
特 記 事 項	特になし	

第5 評価額算出の過程

本件においては、積算価格、比準価格及び収益価格をそれぞれ求め、試算価格を調整の上、評価額を後記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

建物の価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を試算した。

1 建物の価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡) ア	専有面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
400,000	72.73	0.73	21,237,000

イ 専有面積：登記面積による。

ウ 現価率

経過年数 約12年

経済的残存耐用年数 約48年

観察減価 10%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned}\text{現価率} &= \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 48\text{年} / (\text{経過年数} 12\text{年} + \\ &\quad \text{経済的残存耐用年数} 48\text{年}) \} \times (1 - 0.1) \\ &= 0.73\end{aligned}$$

※ 観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	敷地権割合 オ	敷地権価格 (円) (千円未満四捨五入) カ (ア×イ×ウ×エ×オ)
1,700,000	1.42	2,386.66	1.00	$\frac{7,544}{2,357,964}$	18,433,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 大阪中央5-37

$$\begin{array}{ccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 1,560,000\text{円}/\text{㎡} & \times 108.8/100 & \times 100/100 & \times 100/100 & = 1,700,000\text{円}/\text{㎡} \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

◇地域格差：	街路	接近	環境	行政	総合 (相乗積)
	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

イ 個別格差：	接面 ※1	規模	形状 ※2	その他 ※3	総合 (相乗積)
	1.10	1.00	0.99	1.30	1.42

※1：三方路画地 ※2：やや不整形 ※3：容積率 (総合設計制度等)

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：本件の場合、不要と判断した。

オ 敷地権割合：登記上の敷地権割合による。

3 積算価格 (敷地権付建物の積算価格)

建物価格 (円) ア	敷地権価格 (円) イ	個別格差 (階層・位置・品等) ウ	積算価格 (円) (千円未満四捨五入) エ ((ア+イ)×ウ)
21,237,000	18,433,000	1.18	46,811,000

ウ 個別格差：	階層 ※1	位置 ※2	品等程度	その他	総合 (相乗積)
	1.05	1.12	1.00	1.00	1.18

※1：34階 (上層階) ※2：角住戸 (西～北向き)

Ⅱ 比準価格の試算

基準階の比準価格 (円/㎡) ア	個別格差 (階層・位置・品等程度) イ	専有面積 (㎡) ウ	比準価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
1, 671, 000	1. 18	72. 73	143, 408, 000

ア 基準階の比準価格

近隣地域・同一需給圏内の類似地域にある同類型の区分所有建物の取引事例等を収集分析し、各種補正及び価格形成要因の比較を行って、基準階の専有部分の1㎡あたりの比準価格を下記のとおり査定した。

(取引事例)

番 号	①	②
所 在	大阪市中央区北浜東	大阪市中央区北浜東
構 造	RC造	RC造
階	34F/41F	14F/41F
面 積	約69㎡	約75㎡
建築時期	平成26年6月	平成26年6月
取引時点	令和7年8月	令和7年9月
取引形態	一般売買	一般売買
事例価格	1, 861, 000円/㎡	1, 523, 000円/㎡
その他	2LDK	3LDK

(比準表)

番号	事例価格 (円/㎡) ア	事情 補正 イ	時点 修正 ウ	標準化 補正 エ	地域品 等比較 オ	建物品 等比較 カ	試算価格 (円/㎡) (千円未満四捨五入)
①	1, 861, 000	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{106}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	1, 756, 000
②	1, 523, 000	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{96}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	1, 586, 000
事情補正：取引形態の種別，取引に介在する特殊事情等を考慮 時点修正：近隣地域の区分所有建物の価格推移の傾向を考慮 標準化補正：取引事例の階層，位置，形状等を考慮 地域品等比較：利便性や周辺利用の状況等を考慮 建物品等比較：建物グレード，築年数，保守管理状況等を考慮						基準階の比準価格 (円/㎡) 1, 671, 000	

イ 個別格差

前ページの敷地権付建物の個別格差（I 3ウ）と同じ。

Ⅲ. DCF法による収益価格の試算

目的物件は賃貸借に供されている建物ではないが、その潜在的な収益力を把握するために、賃貸借を想定することにより、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下のとおり査定した。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるので、必ずしも想定の賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《 DCF法による価格査定表 》

5年間の 有効純収益 現価の合計	正味復帰価格の現価							収益価格
	6年目期末 有効純収益	最終還元 利回り	5年目期末 売却価格	売却費用 売却価格×5%	復帰価格	複利 現価率 割引率 4.0%	正味復帰 価値現価	
	ア	ウ	エ(イ÷ウ)	オ	カ(エーオ)	キ	ク(カ×キ)	
14,185 千円 (21.8%)	3,251 千円	5.0%	65,020 千円	3251 千円	61,769 千円	0.82193	50,770 千円 (78.2%)	64,955 千円 (100.0%)

ア・イ：分析期間中のキャッシュフロー表参照。

ウ 最終還元利回り： 後述の割引率を参考として対象物件の存する地域の特性及び社会・経済情勢等を考慮の上、上記のとおり査定した。

キ 複利現価率： 複利現価率に用いた割引率は、一般市場における収益物件の標準的な還元利回りを基準として査定した。

《 分析期間中のキャッシュフロー表 》

〔単位：千円〕

項目		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
ア 収入	支払賃料	3,960	3,960	3,960	3,960	3,960	3,960
	共益費収入	240	240	240	240	240	240
	駐車場収入	0	0	0	0	0	0
	その他収入	0	0	0	0	0	0
	可能総収益	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
	空室損失	△ 210	△ 210	△ 210	△ 210	△ 210	△ 210
	貸倒損失	0	0	0	0	0	0
	有効総収益	3,990	3,990	3,990	3,990	3,990	3,990
イ 支出	維持管理費	218	218	218	218	218	218
	修繕費	235	235	235	235	235	235
	公租公課	239	239	239	239	239	239
	損害保険料	47	47	47	47	47	47
	その他	0	0	0	0	0	0
	運営支出合計	739	739	739	739	739	739
	資本的支出	300	0	0	0	0	
	総費用合計	1,039	739	739	739	739	739
ウ 経費率 (運営支出／可能総収益)		18%	18%	18%	18%	18%	18%
エ 有効純収益		2,951	3,251	3,251	3,251	3,251	3,251
オ 複利現価率 (割引率4.0%)		0.96154	0.92456	0.88900	0.85480	0.82193	
カ 有効純収益の現価		2,838	3,006	2,890	2,779	2,672	

Ⅳ 評価額の決定

1 試算価格の調整

積算価格・比準価格・収益価格が下記のとおり算定された。

本件においては、市場の取引動向・実態等を考慮して、積算価格に10%、比準価格に80%、収益価格に10%のウェイト付けを施して、端数を整理の上、下記のとおり調整した。

	占有減価前 の試算価格 (円) ア	占有減価 イ	試算価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ＝ア×イ
① 積 算 価 格	46,811,000	1.00	46,811,000
② 比 準 価 格	143,408,000	1.00	143,408,000
③ 収 益 価 格			64,955,000
④ 調整後の価格 (千円未満四捨五入)	125,903,000		

イ 占有減価：

本件の場合は減価不要であり、1.00とした。

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価（敷金等）を考慮して評価額を求めた。

調整後の 価格 (円) ア	市場性 修正 イ	競売市場 修 正 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	その他の控除 減価 (敷金等) オ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ
125,903,000	1.00	0.80	1.00	0	100,720,000

イ 市場性修正：本件では不要と判定した。

ウ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

エ 滞納管理費等相当額の減価：本件の場合は不要（滞納額が僅少なため）。

オ その他の控除減価（敷金等）：本件の場合は不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示 大阪中央5-37

所 在 : 大阪市中心区北浜東65番1外「北浜東1-22」
価 格 : 1,560,000円/㎡
位 置 : 京阪本線 天満橋駅 西方 350m (道路距離)
価格時点 : 令和8年1月1日
地 積 : 361㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接面街路 : 南 21.8m府道
用途指定等 : 商業地域 (建ぺい率80%, 容積率800%)
防火地域
地域の概要 : 中高層の事務所ビルが建ち並ぶ商業地域

2 固定資産税評価額 (令和8年度)

物件 1 : 1,991,648,000円 (土地 [符号1] : 7544/2357964)
: 12,947,000円 (家屋)

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 間取略図

以 上

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市中心区北浜東 37 番地 2

建物の名称 パークタワー北浜

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 北浜東 37 番 2 の 3403

建物の名称 3403

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 34 階部分 72.73 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪市中心区北浜東 37 番 2

地 目 宅地

地 積 2386.66 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

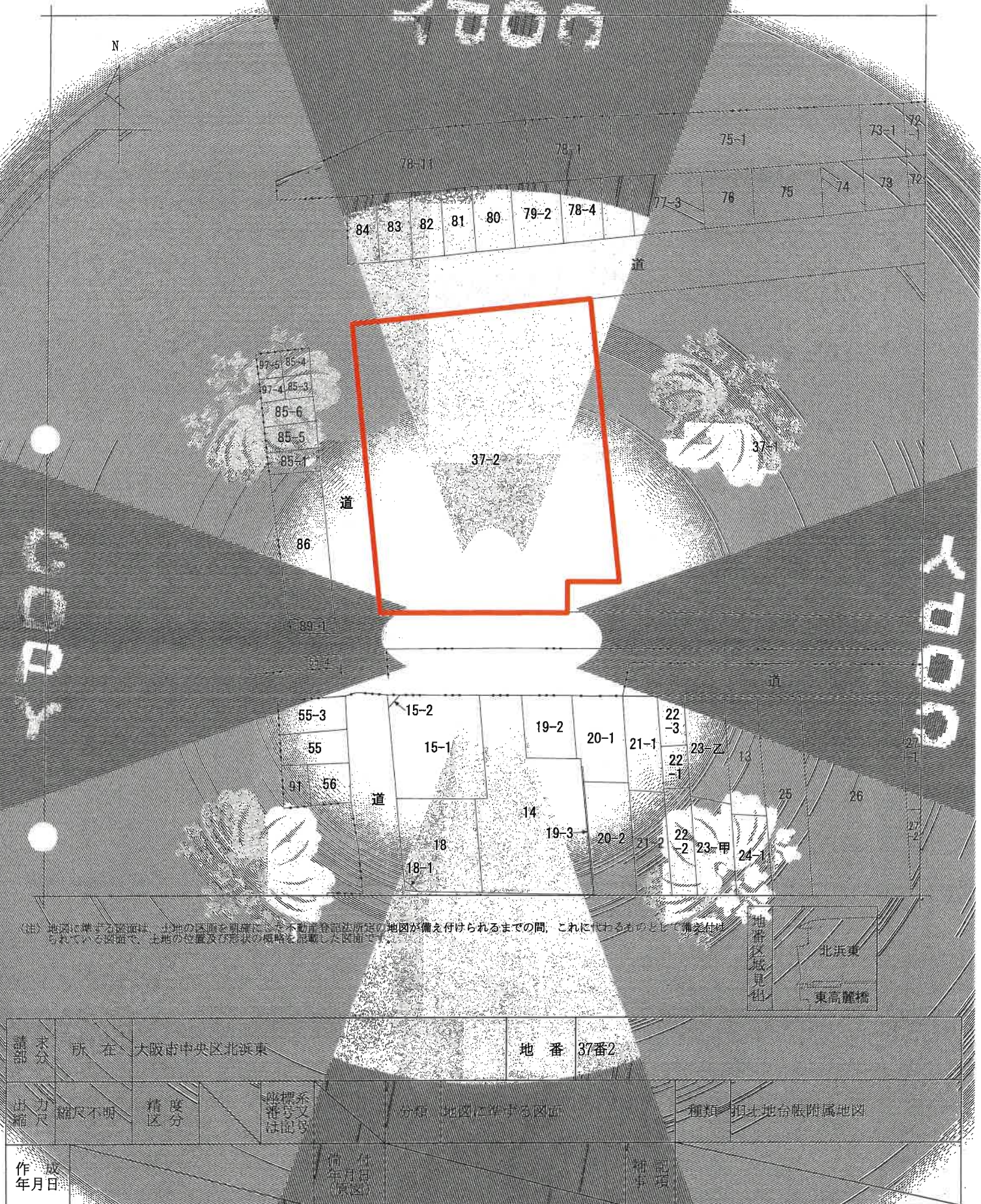
敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 2357964 分の 7544



【受命物件の位置図】





これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和8年4月17日

大阪法務局地台課所
為記白

請求番号：31-1

(1/1)

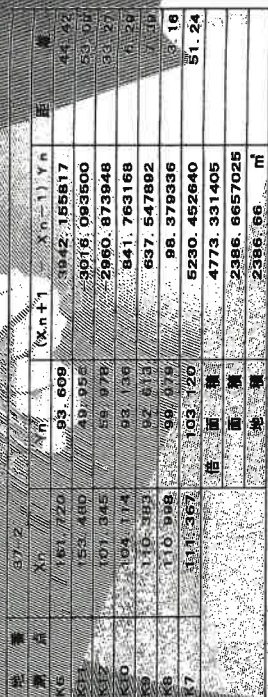
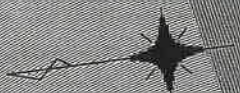
令和8年4月17日

大阪法務局北

地積測量圖

37-2

大阪市中心区北浜東



敬從照元

	大坂市 道徳基準額	X 産額	98.054
P 1		Y 産額	56.630
	大坂市 道徳基準額	X 産額	154.228
P 2		Y 産額	45.832
	大坂市 道徳基準額	X 産額	100.000
P 3		Y 産額	100.000

堆 号	占	占	1	2	3
K6	73	626	18	361	62 090
K11	55	826	4	181	73 243
K12	44	595	54	742	40 045
K10	37	006	66	914	6 002
K9	18	037	64	116	12 763
K8	45	240	68	261	10 996
K7	48	359	71	547	25 767

此圖例

炸威骨

平成19年10月24日(金)

縮尺

(大塚十郎家屋調査十令)

登記年月日 平成26年7月25日

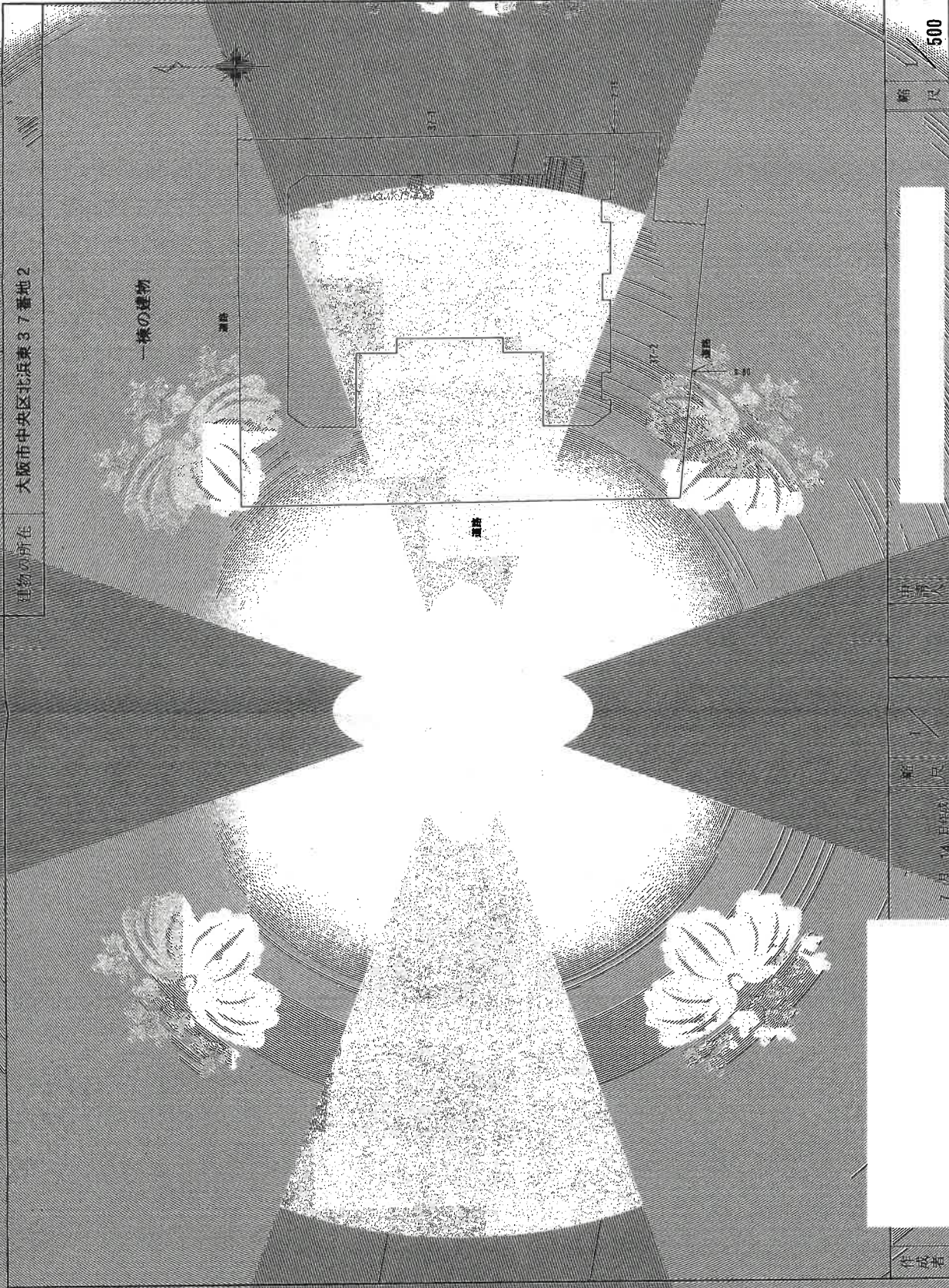
これは図面に記録されている内容を証明する図面である。
(大阪法務局管轄)
令和8年4月17日 大阪法務局北田所

各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号

建物の所在 大阪市中央区北浜東37番地2



作成者

縮尺

登記

7月14日

500

請求番号: 31-3

登記年月日：平成26年7月25日

これは図面に記載されている内容の証明となる図面である
(大阪法務局管轄)
令和8年4月17日 大阪法務局北河原所

建物図面
各階平面図

家屋番号

建物の所在 大阪市中央区北浜東37番地2

25階～36階
(各階同型)

各階平面図

求積表

$(7.035 + 8.383) \times 1.000 / 2$	7.709388
$(7.656 + 8.983) \times 1.000 / 2$	8.319580
$(35.216 + 39.000) \times 1.425 / 2$	52.878968
1.000×11.430	11.420000
1.110×39.000	43.290000
2.565×36.500	93.870000
0.405×35.850	14.519250
8.310×35.100	291.681000
6.000×37.050	222.300000
0.870×37.800	32.886000
5.280×36.500	193.248000
$(39.000 + 37.738) \times 0.475 / 2$	18.225275
1.110×39.000	43.290000
$(9.804 + 8.808) \times 0.750 / 2$	6.979500
$(4.294 + 1.706) \times 1.950 / 2$	5.950000
$(4.336 + 2.746) \times 1.200 / 2$	4.250400
1.200×2.880	3.456000
1.950×2.890	5.635500
4.030×0.850	3.425500
4.030×0.850	3.425500
0.850×4.030	3.425500
0.850×4.030	3.425500
11.355×19.055	-216.369525

合 計 床面積 857.16 ㎡

作成者

縮尺

250

A3からA4に縮小

登記年月日 平成26年7月25日

これは図面に記録されている内容を証明するものである。
(大阪法務局管轄)
令和8年4月17日 大阪法務局北出支所

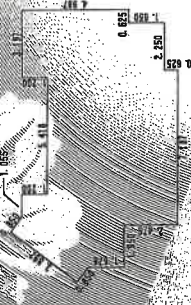
各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号 北浜東
37番2の3403

建物の所在 大阪市中央区北浜東37番地2

専有部分の建物



求積表

0.625 × 4.987	=	3.116875
2.250 × 6.637	=	14.93250
0.322 × 7.262	=	2.338364
5.418 × 6.062	=	32.843916
(7.250 × 6.74) × 0.391 / 2	=	2.737586
1.055 × 7.282	=	7.661470
4.285 × 1.673	=	5.795400
0.850 × 3.892	=	3.307200
合計		72.73508
床面積		72.73 ㎡

合計 72.73508
床面積 72.73 ㎡

区分した建物の存する部分 34階部分

作成者

縮尺 1/250

縮尺 1/500

【間取略図】

令和8年(ヌ)第120号

